

< 保育所等利用申込みに関する確認票 >

下記の事項をすべてご確認いただいた上で、裏面にご署名ください。

【保育所等のごあんないについて】

「中野区保育所等のごあんない」をお読みいただき、ご了承のうえ申込みください。
必要時にはホームページ、配布物等で情報をお知らせしますのでご確認ください。

【申込みについて】

書類提出締切日に書類の不足・不備がある場合は選考の対象となりません。締切後に提出された書類は次の選考時に反映します。申請内容が、申込み時点と入所時点で異なる場合は内定取消または退園となる場合があります。

郵送での申込み書類および不足書類の提出について、未着、同封漏れ、郵便事故等について、区は責任を負うことができません。ご心配な場合は簡易書留等、配達記録の残る方法をご利用ください。

申込み内容の変更に伴って書類の提出が必要になる場合は、速やかにご提出ください。

入園の意思がなくなった場合は申込みの取下げをしてください。
申込みが無効になり、再度入園を希望される場合は、あらためて申込みが必要となります。

入園申込みの有効期限は申込日から6か月間です。申込み有効期間が終了したときのご連絡はいたしませんので、各自「保留通知書」でご確認ください。

申込み中に産前・産後休業を取得している自営業の方は、産後休業終了日の翌日から復職が必要となります。したがって、産後休業終了日と復職日の間に1日以上の間が空いている場合は内定取消または退園となる場合があります。

「認定こども園みずのとう」を申込みされる方は、「事前見学」が必要です。
見学時に園で配布している「留意事項チェックシート」を受け取り、申請時にご提出ください。
※「留意事項チェックシート」を申込時にご提出されない場合は、選考の対象となりません。

出生前のお子さんの申込みをされる方は、出生後の書類のご提出がない場合、選考の対象となりません。
また、出生前のお子さんの選考対象月は4月のみとなります。

地域型保育事業(小規模・家庭的)の最終年齢で転園申込みする方が連携施設を希望されない場合、転園できないことがあります。

※裏面に続きます

【入所内定後、入所後について】

求職中の要件で決定した場合は、利用承諾期間が90日間となります。入園から90日以内に就労(月48時間以上)を開始し、速やかに就労証明書、変更届および支給認定申請書をご提出ください。ご提出がない場合は、退園となります。

育児休業中で決定した場合は、入園または転園した月の翌月1日までに復職が必要です。
育児休業中の職場に復職していない場合や、復職せず転職した場合、復職後に勤務日数や時間が短縮となる場合(育児短時間制度利用は除く)は退園となります。

就労内定(就労拡大予定)で決定した場合は、入園した月中に内定条件(勤務先・日数・時間等)、就労拡大条件で就労を開始し、入園月の末日までに就労開始日以降の証明日での就労証明書、変更届および支給認定申請書をご提出ください。ご提出がない場合は、退園となります。

出産の要件で決定した場合は、利用承諾期間は最長5か月になります。引き続き保育所の利用が必要な場合は、あらかじめ申込みが必要となります。

一度承認された転園は次に入園する方が決まっているため、取り消すことはできません。
転園前の保育所等に戻るためには、転園した月の翌月以降、再度申込みが必要となります。

入園日までに、面接および健康診断を必ず行ってください。
面接および健康診断が行われない場合や、健康診断の結果によっては入園できないことがあります。

提出していただいた書類はお返しすることができませんので、提出前に控えをお取りになることをお勧めします。

入園を辞退された場合は、申込みは取下げとなります。
申込みが無効となりますので、再度入園を希望される場合は、あらかじめ申込みが必要となります。

【中野区に転入の方】

入園が内定したにも関わらず、入園の前月最終営業日までに「中野区への住所異動届」および「中野区民としての支給認定申請手続き」が済んでいない場合は、入園の決定が取消となります。

上記の各事項について了承し、保育所等の利用申込みを行います。

____年 ____月 ____日

____住所

____保護者氏名